

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

目次

- ◇ 告 示 町等の区域の新設等
- 字の区域の変更等
- 、 町等の区域の新設等
- 土地改良法による換地処分(三件)

告 示

鳥取県告示第二百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による箕蚊屋地区第一工区の換

地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

二本木字南砂田

同上の区域(昭和五十二年三月三十一日現在の地番による。)

二本木字治部寛一一五の一部、一一八から一二〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字樋懸り一一一の一と一体をなす国有地の一部、西伯郡淀江町佐陀字大龍庵二八六の一部、二八七の一部、二八七の二の一部、二八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、西伯郡淀江町佐陀字東砂田二八三の二の一部、二八四の一部及び二八五の一部並びに二八四と一体をなす国有地の一部、西伯郡淀江町佐陀字西砂田二七〇の一、二七一の六の一部及び二七一の七

区域を変更する町及び字の名称

二本木

同上の区域(昭和五十二年三月三十一日現在の地番による。)

字土器田中島

二本木字土器田中島のうち九五六、九五七、九五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九九九、九五七及び九五八の六と一体をなす国有地の一部以外の区域

二本木

字土器田の壱

二本木字土器田の壱のうち九三三の一部、九三八の一部、九三九の一部、九四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四二及び九四四と一体をなす国有地の一部以外

<p>二本木 字八橋田ノ巻</p>	<p>の区域、二本木字八橋田ノ巻 八六七の一部並びに八六六及び八六七と一体をなす国有地の一部並びに二本木字土器田中島九五七の一部並びに九四九、九五七及び九五八の六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>二本木 字心齋坪ノ巻</p>	<p>二本木字八橋田ノ巻のうち八六五から八六七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八六五から八六八まで、八七〇から八七二まで及び八七四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>二本木 字心齋坪ノ巻</p>	<p>二本木字心齋坪ノ巻のうち八六二から八六四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八五六及び八五八から八六四までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>二本木 字心齋坪ノ巻</p>	<p>二本木字心齋坪ノ巻のうち六五四、六五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>二本木 字土井上ノ式</p>	<p>二本木字土井上ノ式のうち六七三の二の一部、六七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>二本木字豆田</p>	<p>二本木字八橋田ノ巻 八六五から八六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六五から八六八まで、八七〇から八七二まで及び八七四と一体をなす国有地の一部、二本木字心齋坪ノ巻 八六二から八六四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八五六及び八五八から八六四までと一体をなす国有地の一部、二本木字豆田六四二の二</p>
<p>二本木字板橋</p>	<p>から六四二の三までの一部、六四三の二の一部、六四三の三、六四五の二の一部、六四五の二から六四五の四まで、六四六の二、六四六の二、六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、西伯郡淀江町佐陀字五反田沖五五の二から五五の五までの一部、五六の二の一部、五六の二、五六の三、五七の二から五七の四まで、五八の二から五八の四まで、五九の二の一部、五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>二本木字板橋</p>	<p>二本木字板橋ノ巻のうち六三六の二、六三六の二、六三七の二の一部、六三八の二の一部、六三九の二の一部、六三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、二本木字板橋のうち六二九の二の一部、六三三の二の一部、六三四の二の一部、六三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、二本木字勢勇六〇一から六〇四まで、六〇五の二、六〇五の二〇、六〇六、六〇七の五の一部、六〇八の二、六〇九の二、六〇九の四、六一〇の二から六一〇の四まで、六一一の二、六一一の三、六一二の二から六一二の三まで、六一三、六一四、六一五の二、六一五の二、六一六の三から六一六の五まで、六一七の三から六一七の五まで、六一八及びこれらと一体をなす国有地、二本木字豆田六四〇、六四一の二、六四一の三、六四二の二から六四二の三までの一部、六四四の一部、六四八の一部、六四九、六五〇の二、六五一の二、六五一の二、六五三及びこれらと一体をなす国有地、二本木字心齋坪ノ巻 六五</p>

<p>二本木字勢勇</p>	<p>四、六五五の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字心齋坪ノ式 八六二と一体をなす国有地の一部、二本木字土井上ノ式 六七三の一部、六七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六七五の二と一体をなす国有地の一部並びに西伯郡淀江町佐陀字五反田四四の四の一部、四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>二本木字下河原</p>	<p>二本木字勢勇のうち六〇一から六〇四まで、六〇五の一、六〇五の一〇、六〇六、六〇七の五の一部、六〇八の一、六〇九の一、六〇九の四、六一〇の一から六一〇の四まで、六一一の一、六一一の三、六一二の一から六一二の三まで、六一三、六一四、六一五の一、六一五の二、六一六の三から六一六の五まで、六一七の三から六一七の五まで、六一八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>二本木字下河原</p>	<p>二本木字下河原のうち三五の一の一部、三七の一の一部、四一の一部、四二の三の一部、四三の一の一部、四三の二の一部、四六の一部、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、二本木字下案内寺六二の一の一部、七二の一部、七三の一部、七七の一の一部並びに二本木字治部寛二一七の一の一部、一一七の二、一一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに西伯郡淀江町佐陀字大龍庵二八六の一部及び二八六と一体をなす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>二本木板橋ノ式、二本木字治部寛、佐陀字大龍庵、佐陀字東砂田、佐陀字西砂田、佐陀字五反田沖及び佐陀字五反田</p>
-----------------	---

鳥取県告示第二百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による箕蚊屋地区第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十二年三月三十一日現在の地番による。）</p>
<p>佐陀字藤ノ木</p>	<p>佐陀字藤ノ木のうち九の一、一一の三、一三の一、一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>佐陀字原田</p>	<p>佐陀字藤ノ木九の一、一一の三、一三の一、三の二及びこれらと一体をなす国有地、佐陀字原田のうち一五の三の一部、一六の一、一六の四の一部、一七の一の一部、一</p>

<p>七の二の一部、一九の一部、二〇の二の一部、二二の二の一部、二二の二の一部、二三の二の一部、二四の二の一部、二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、佐陀字越前二六の一、二六の二、二七の一の一部、二七の二の一部、二八の一、二八の二、二八の四、二九の二から二九の三までの一部、三〇の二の一部、三〇の三の一部、三〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、佐陀字五反田四一の二の一部、四一の二の一部、四二の二の一部、四二の三の一部、四二の四の一部、四二の五、四三の二から四三の三までの一部、四四の二から四四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、米子市二本木字板橋六二九の二の一部、六三三の二の一部、六三四の二の一部、六三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに米子市二本木字板橋ノ式 六三六の一、六三六の二、六三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>佐陀字越前</p>
<p>七の二の一部、一九の一部、二〇の二の一部、二二の二の一部、二二の二の一部、二三の二の一部、二四の二の一部、二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、佐陀字越前二六の一、二六の二、二七の一の一部、二七の二の一部、二八の一、二八の二、二八の四、二九の二から二九の三までの一部、三〇の二の一部、三〇の三の一部、三〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、佐陀字五反田四一の二の一部、四一の二の一部、四二の二の一部、四二の三の一部、四二の四の一部、四二の五、四三の二から四三の三までの一部、四四の二から四四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、米子市二本木字板橋六二九の二の一部、六三三の二の一部、六三四の二の一部、六三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに米子市二本木字板橋ノ式 六三六の一、六三六の二、六三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>佐陀字越前二九の三の一部、三〇の二の一部、三〇の三の一部、三〇の四の一部、三一の二の一部、三一の二の一部、三二の二の一部、三二の二の一部、三三の二の一部、三三の三の一部、三四の二の一部、三四の三の一部、三五の二から三五の五まで、三六の二から三六の四まで、三七の二から三七の三まで、三八の一、三八の二及びこれらと一体をなす国有地、佐陀字五反田三九の二の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四一の二の一部、四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並び</p>
<p>佐陀字五反田</p>	<p>佐陀字五反田のうち三九の二の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四一の二の一部、四一の二の一部、四二の二の一部、四二の三の一部、四二の四の一部、四三の三から四三の四までの一部、四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、佐陀字五反田沖のうち五五の二から五五の五までの一部、五六の二の一部、五六の三、五七の二から五七の四まで、五八の二から五八の四まで、五九の二の一部、五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、佐陀字谷田橋ノ東九七と一体をなす国有地の一部、米子市二本木字板橋ノ式 六三八の二の一部、六三九の二の一部、六三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、米子市二本木字豆田六四二の二の一部、六四三の二の一部、六四四の二の一部、六四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、米子市二本木字八橋田ノ志 八六七の二及び八六七と一体をなす国有地の一部、米子市二本木字土器田の志 九三三の一部、九三八の二の一部、九三九の二の一部、九四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四四と一体をなす国有地の一部並びに米子市二本木字土器田中島九五六、九五七の一部、九五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

佐陀字谷田橋ノ東	<p>佐陀字谷田橋ノ東のうち九七、九八の一、一〇〇の二、一〇一及び一〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
佐陀字東小堀	<p>佐陀字東小堀のうち一七四及び二二一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに佐陀字上葉淵四一八の三、四一九、四二〇及び四二一の三と一体をなす国有地の一部</p>
佐陀字繩手	<p>佐陀字東小堀一七四及び二二一の二と一体をなす国有地の一部、佐陀字繩手の全域、佐陀字宮ノ前二三〇の二、二三〇の三、二三二の一、二三二の二、二三四の一の一部、二三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二九の一及び二三〇の二と一体をなす国有地、佐陀字上場二二六の一から二二六の三までの一部、二二九の一部、二四〇の一部、二四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、佐陀字榎田二四九の三の一部、二五〇の一の一部、二五〇の六、二五〇の七及びこれらと一体をなす国有地並びに佐陀字中谷三六六の二、二六六の三、三六六の七、三六七の三、三六八の三、三七五の五、三七五の七、三七五の八、三七五の一三及び三九三と一体をなす国有地の一部</p>
佐陀字宮ノ前	<p>佐陀字宮ノ前のうち二二七の三、二二八の三、二二八の四、二二九の二、二三〇の一から二三〇の三まで、二二二の一から二二二の三まで、二二二の二、二二二の二、二二三の二、二二三の三、二二三の四の一から二三四の四まで及び</p>
佐陀字上場	<p>これらと一体をなす国有地並びに二二六の二、二二七の一、二二七の三、二二八の一から二二八の五まで、二二九の一、二二九の二及び二三〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
佐陀字原田一五の三の一部、一六の一、一六の四の一部、一七の一の一部、一七の二の一部、一九の一部、二〇の一部、二二の二の一部、二二の二の一部、二三の二の一部、二四の二の一部、二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、佐陀字越前二七の二の一部、二七の二の一部、二九の一から二九の三までの一部、三一の一部、三一の二の一部、三二の二の一部、三三の二の一部、三三の二の一部、三四の二の一部、三四の二の一部、三四の四及びこれらと一体をなす国有地、佐陀字谷田橋ノ東一〇二の一と一体をなす国有地の一部、佐陀字宮ノ前二二七の三、二二八の三、二二八の四、二二九の二、二三〇の一、二三一の一から二三一の三まで、二三三の一、二三三の二、二三三の二の一部、二三三の二の一部、二三三の二の一部、二三三の三、二三三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二六の二、二二七の一、二二七の三、二二八の一から二二八の五まで、二二九の一、二二九の二、二三〇の一から二三〇の三まで、二三二の二、二三二の二、二三二の二、二三二の二、二三二の二の一部、佐陀字上場のうち二二六の一から二二六の三までの一部、二二九の一部、二四〇の一部、二四二の一部、二	

佐陀字西砂田	佐陀字榎田	
佐陀字西砂田二六五の一	<p>佐陀字上場二四四の五、二四五の三、二四五の六の一部、二四六の一、二四六の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに佐陀字榎田二四九の三の一部、二四九の七、二五〇の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、佐陀字西砂田のうち二六五の一、二七〇の一、二七〇の二の一部、二七一の六の一部、二七一の七及び二七一の一三の一部以外の区域、佐陀字東砂田のうち、二七六の二から二七六の五まで、二七六の七、二八三の一の一部、二八四の一部、二八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七六の六と一体をなす国有地の一部以外の区域、佐陀字大龍庵二八六の一部、二八七の一部、二八七の二の一部、二八八の一、二八八の二、二八九の一、二八九の二の一部、二八九の三、二九〇、二九一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二八九の一、二八九の三、二九〇、二九一の二、二九一の四、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇〇の三及び三〇〇の二と三と一体をなす国有地の一部、米子市二本木字治部寛一八と一体をなす国有地の一部並びに米子市二本木字樋懸り二二の一及び二二の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>四四の五、二四五の三、二四五の六の一部、二四六の一、二四六の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに佐陀字榎田二四九の三の一部、二四九の七、二五〇の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
佐陀字下佐陀	佐陀字上葉淵	佐陀字中谷
<p>佐陀字下佐陀の全域、佐陀字加藤田五〇六の一から五〇六の四まで、五〇七の一から五〇七の三まで、五一一から五一七まで、五一八の一、五一八の二、五一九の一、五一九の三、五一九の四、五一九の七から五一九の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇六の四、五〇七の一、五〇八の一から五〇八の三まで、五一一及び五一一四と一体をなす国有地の一部、佐陀字塚ノ下五八二の一の一部、五八三の二の一部、五八四の一の一部、五八四の二、五八</p>	<p>佐陀字上葉淵のうち四一八の三、四一九、四二〇及び四二一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>佐陀字中谷のうち三六六の二、三六六の三、三六六の七、三六七の三、三六八の三、三七五の五、三七五の七、三七五の八、三七五の一三及び三九三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
	佐陀字大龍庵	佐陀字東砂田
	<p>佐陀字大龍庵のうち二八六、二八七の一、二八七の二、二八八の一、二八八の二、二八九の一、二八九の二、二八九の三、二九〇、二九一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二八九の一、二八九の三、二九〇、二九一の二、二九一の四、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇〇の三及び三〇〇の二と三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>佐陀字東砂田二七六の二から二七六の五まで、二七六の七及びこれらと一体をなす国有地並びに二七六の六と一体をなす国有地の一部</p>

佐陀字塚ノ下	佐陀字加藤田	
佐陀字塚ノ下のうち五六二の三の一部、五六二の五、五	佐陀字加藤田のうち五〇六の四から五〇六の四まで、五〇七の四から五〇七の三まで、五一一から五一七まで、五一八の一、五一八の二、五一九の一、五一九の三、五一九の四、五一九の七から五一九の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇六の四、五〇七の一、五〇八の一から五〇八の三まで、五一二及び五一四と一体をなす国有地の一部以外の区域	四の三、五八四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七九の一、五八〇の一、五八〇の二と一体をなす国有地の一部、佐陀字中新田五八五の一の一部、五八五の二、五八六の一の一部、五八六の二、六一五の一部、六一九の一部、六二〇の一の一部、六二〇の三、六二〇の四、六二一の一の一部、六二一の二、六二一の三の一部、六二一の四及びこれらと一体をなす国有地、佐陀字上樋口のうち六三九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、佐陀字下樋口のうち六四三の二の一部及び六五二の二の一部以外の区域、佐陀字西後池六五七の一の一部、六五七の二、六五七の三、六五八の一の一部、六五八の二、六五八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに佐陀字東後池七二二の一部、七二五から七二七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七二二から七二五までと一体をなす国有地の一部
佐陀字西後池	佐陀字中新田	
佐陀字中新田六〇九の一部、六二一の一の一部、佐陀字	佐陀字中新田六〇九の一部、六六二、六六三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、佐陀字上樋口六三九の二と一体をなす国有地の一部並びに佐陀字西後池六五九の一部、六六〇の一の一部、六六二、六六三の四から六六三の三まで、六六四の一、六六四の二、六六五の一、六六五の二、六六六の一、六六六の二、六六七の一、六六七の二、六六八の二の一部、六六八の三の一部、六六八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地	六二一の一の一部、五六二の二の一部、五六四の一の一部、五六四の三から五六四の五までの一部、五六五の一部、五八二の一の一部、五八三の二の一部、五八四の一の一部、五八四の二、五八四の三、五八四の四の一部、五八四の五の一部、五八四の六及びこれらと一体をなす国有地並びに五七九の一、五八〇の一、五八〇の二及び五八二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

下樋口六四三の二の一部、六五二の二の一部並びに佐陀字西後池のうち六五七の二の一部、六五七の二、六五七の三、六五八の二の一部、六五八の二、六五八の三、六五九の一部、六六〇の二の一部、六六二、六六三の二から六六三の三まで、六六四の二、六六四の二、六六五の二、六六五の二、六六六の二、六六六の二、六六七の二、六六七の二、六六八の二の一部、六六八の三の一部、六六八の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

佐陀字東後池
佐陀字東後池のうち七二二の一部、七二五から七二七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七二二から七二五までと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称
佐陀字上樋口、佐陀字下樋口、佐陀字五反田沖、二本木字板橋、二本木字板橋ノ式、二本木字豆田、二本木字八橋田ノ巻、二本木字土器田の巻、二本木字土器田中島、二本木字治部算及び二本木字樋懸り

鳥取県告示第二百五十八号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高草地区第一工区及び第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
昭和五十三年三月十七日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 西 尾 昌 次

新たに画する字の名称
野坂字背戸田
同上の区域（昭和五十二年七月二十六日現在の地番による。）

野坂字井戸四六の二、野坂字大所八八の三、八八の五、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇から一〇六まで、一〇七の二から一〇七の三まで、一〇八、一〇九、一一〇の二から一一〇の三まで、一一一、一一二、一一二内第一、一一二内第二及びこれらと一体をなす国有地、野坂字村土居一八五から一八七まで、一八八の二、一八八の三、一九三、一九四、一九七の一、一九七の二、一九八、二二四、二二五、二二七、二二八、二二九の一、二三〇、二三一の二、二二三の二、二二三から二三七まで、二三七の一、二三七の二、二三九から二四四まで及び二四六と一体をなす国有地の一部、野坂字背戸田道ノ下二四七、二四八の一、二四八の二、二四九の二から二四九の三まで、二五〇の一、二五〇の二、二五一の一、二五一の二、二五二の二から二五二の三まで、二五三の八、二五三の九、二五六内第一、二五六の二、二五七の二から二五七の四まで、二五八、二五八内第一、二五九から二六三まで及びこれらと一体をなす

<p>大塚字天神</p>	<p>す国有地の一部並びに二五三の一〇と一体をなす国有地の一部、野坂字背戸田道ノ上のうち二六七、二六八及び二六九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、野坂字穴谷三八〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部、野坂字西原代四二二の一部、四一三の一部、四一五の一部、四一六の一の一部、四一六の二の一部並びに野坂字中原代四四八の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四四八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大塚字本並</p>	<p>大塚字大谷田六四から六九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六三と一体をなす国有地の一部、大塚字井尻蓮田七五の一の一部、七五の五、七七の二、七八の一の一部、七九、八〇の一部、八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八〇及び八二の二と一体をなす国有地の一部並びに野坂字下長田四〇七の一の一部、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇七の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大塚字東小原代</p>	<p>大塚字大門河原三〇四の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三〇四の四及び三〇四の五と一体をなす国有地の一部、大塚字沖土居片山のうち三四七の一の一部、三四七の二の一部、三四八、三四九から三五二までの一部、三五三の一の一部、三五四の一部、三五五の一部、三五六の二の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大塚字中坪谷川添のうち三七七の一部、三七七次一、三七八の一部、三七九の一部、三八一の一部、三八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大塚字長田三八六、三九九及</p>
<p>大塚字西小原代</p>	<p>大塚字大門河原三〇四の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三〇四の四及び三〇四の五と一体をなす国有地の一部、大塚字沖土居片山のうち三四七の一の一部、三四七の二の一部、三四八、三四九から三五二までの一部、三五三の一の一部、三五四の一部、三五五の一部、三五六の二の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大塚字中坪谷川添三七七の一部、三七七次一、三七八の一部、三七九の一部、三八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大塚字上小原代</p>	<p>び三九九次一と一体をなす国有地の一部並びに大塚字岡ノ高下(四二四)合併、四二四の一、四二五の一部、四二五次一、四二五次二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大塚字中坪谷川添三八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大塚字長田三九九、四〇〇、四〇三、四〇四及び四〇六と一体をなす国有地の一部、大塚字堤尻四〇七、四〇九の一から四〇九の三まで、四〇九次一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大塚字岡ノ高下四二五の一部、四二八から四三〇まで、四三〇次一、四三〇次二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二七、四二七の二、四二七の五及び四三一と一体をなす国有地の一部並びに大塚字片山六二二、六二四及び六二五と一体をなす国有地</p>	<p>同上の区域(昭和五十二年七月二十六日現在の地番による。)</p>
<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>野坂字井戸</p>
<p>野坂字大所</p>	<p>野坂字大所のうち八八の三、八八の五、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇から一〇六まで、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八、一〇九、一一〇の一から一一〇の三まで、一一一、一一二、一一二内第一、一一二内第二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>野坂字村土居</p>	<p>野坂字村土居のうち二二三の一並びに一八五から一八七</p>
<p>野坂字背戸田 道ノ下</p>	<p>まで、一八八の二、一八八の三、一九三、一九四、一九七の一、一九七の二、一九八、二二四、二二五、二二七、二二八、二二九の一、二三〇、二三一の二、二三二の一、二三三から二三七まで、二三七の一、二三七の二、二三九から二四四まで及び二四六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>野坂字背戸田道ノ下のうち二四七、二四八の一、二四八の二、二四九の一から二四九の三まで、二五〇の一、二五〇の二、二五一の一、二五一の二、二五二の一から二五二の三まで、二五三の八、二五三の九、二五六内第一、二五六の二、二五七の一から二五七の四まで、二五八、二五八内第一、二五九から二六三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二五三の一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>野坂字背戸田道ノ下のうち三八〇の一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに三八〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>野坂字欠谷</p>	<p>野坂字欠谷のうち四二二の一部、四二三の一部、四二五の一部、四一六の一の一部、四一六の二の一部以外の区域、野坂字背戸田道上二六七、二六八及び二六九の二と一体をなす国有地の一部、野坂字欠谷三八〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三八〇の一及び三八〇の三と一体をなす国有地の一部、野坂字下長田のうち四〇七</p>
<p>野坂字西原代</p>	<p>野坂字西原代のうち四二二の一部、四二三の一部、四二五の一部、四一六の一の一部、四一六の二の一部以外の区域、野坂字背戸田道上二六七、二六八及び二六九の二と一体をなす国有地の一部、野坂字欠谷三八〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三八〇の一及び三八〇の三と一体をなす国有地の一部、野坂字下長田のうち四〇七</p>

	<p>の二の一部、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、野坂字中原代四四一の二、四四一の三、四四二の一、四四二の三から四四二の五まで、四四三、四四四、四四五の一、四四五の三から四四五の五まで、四四六の一、四四六の二、四四七の一、四四七の二、四四八の一、四四八の二から四四八の六まで、四四九の一から四四九の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四四一の一及び四四八の一と一体をなす国有地の一部、大塚字大谷田六四から六七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六七と一体をなす国有地の一部並びに大塚字井尻蓮田七八の一の一部、八〇の一部、八二、八二の一、八二の二の一部、八二の五、八三、八四、八五の一、八六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七八の一及び七八の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>野坂字東原代</p>	<p>野坂字東原代のうち四八〇の一、四八〇の二、四八一、四八二の一、四八二の二、四八三の一、四八三の三、四八五、四八六、四九八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四七四の二及び四七九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、野坂字中原代のうち四四一の二、四四一の三、四四二の一、四四二の三から四四二の五まで、四四三、四四四、四四五の一、四四五の三から四四五の五まで、四四六の一、四四六の三、四四七の一、四四七の二、四四八の一、四四八の二から四四八の六まで、四四九の一</p>
<p>野坂字背戸河原</p>	<p>から四四九の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四四一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、野坂字背戸河原五〇〇の二及び五〇一の一と一体をなす国有地の一部、大塚字井尻蓮田八五の二の一部及び八六の二並びに八六の二と一体をなす国有地並びに大塚字原代天ノ垣八七から八九まで、八九内第一、九〇の一から九〇の三までの一部、九〇の四、九八の一の一部、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九〇の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>野坂字荒神河原</p>	<p>野坂字背戸河原のうち五〇〇の二及び五〇一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、野坂字村土居二二三の一、野坂字東原代四九八の一部、野坂字荒神河原五二六の四、五二七の一及び五二七次一と一体をなす国有地の一部並びに野坂字西石丸田六〇〇の四、六〇一の四及び六〇二の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>野坂字西石丸田</p>	<p>野坂字荒神河原のうち五二六の四、五二七の一及び五二七次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下段字大道端 五反田</p>	<p>野坂字西石丸田のうち六〇〇の四、六〇一の四及び六〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
	<p>下段字大道端五反田のうち一〇二の三、一〇三の一、一〇三の二、一〇三の三、一〇四、一〇五の一、一〇六の一、一〇七、一〇七の二、一〇八の一、一〇九の一、一〇九の三、一一〇、一一一、一一一の一、一一二、一一三</p>

大塚字後谷	<p>一一三の一、一一三次二、一一三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大塚字大谷田	<p>大塚字後谷のうち四四、四九から五一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五一一次一及び五二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大塚字大谷田のうち五九の一の一部、六〇の一の一部、六一の一の一部、六四の一部、六五の一部、六六、六七、六八から七〇までの一部、七一の一の一部、七二の一の一部、七二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大塚字井尻蓮田七五の一の一部及び七五の一二並びに七五の一と一体をなす国有地の一部並びに大塚字澤二二三の一及びこれと一体をなす国有地並びに一二三の三と一体をなす国有地の一部</p>
大塚字原代天ノ垣	<p>大塚字原代天ノ垣のうち八七から八九まで、八九内第一、九〇の一から九〇の三までの一部、九〇の四、九八の一の一部、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一、一一三から一一六までの一部、一一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大塚字井尻蓮田のうち七五の一、七五の五、七五の一二、七七の二、七八の一、七九、八〇、八一、八二の一、八二の三、八二の五、八三、八四、八五の一、八五の二の一部、八六の一、八六の二及びこれらと</p>
大塚字清水	<p>大塚字清水の全域、大塚字後谷四四、四九から五一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五一一次一及び五二と一体をなす国有地の一部、大塚字大谷田五九の一の一部、六〇の一の一部、六一の一の一部、七〇の一の一部、七一の一の一部、七二の一の一部、七二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇の一と一体をなす国有地の一部</p>
大塚字宅町通り	<p>大塚字宅町通りのうち一四九の三の一部、一五〇の一部</p>

大塚字岡ノ高下

大塚字岡ノ高下のうち(四二三)合併、四二四の一、四二五、四二五次一、四二五次二、四二八から四三〇まで、四三〇次一、四三〇次二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二六、四二七、四二七の二、四二七の五及び四三一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大塚字片山

大塚字片山のうち六二二、六二四及び六二五と一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

野坂字背戸田道ノ上、野坂字下長田、野坂字中原代、大塚字井尻蓮田、大塚字澤、大塚字北野橋藪ノ内、大塚字小湫本並、大塚字片山東分、大塚字沖土居片山及び大塚字中坪谷川添

鳥取県告示第二百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第一工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る高草地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る高草地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次